

目 次

少子化対策・子育て環境の整備

- 子育て世代への経済的支援の拡充 …………… 2
- 不妊治療における保険適用対象の拡充及び制度の創設 …………… 4
- 学校における ICT 機器の更新支援や
家庭学習に係る低所得世帯への通信費支援の充実 …………… 5

脱炭素社会の推進

- 地方における重工業の脱炭素化事業転換支援 …………… 8
- カーボンニュートラルの実現に貢献する
持続可能な林業・木材産業への支援 …………… 9
- 地域の脱炭素化の取組を推進する人材確保に対する支援 …………… 10

安全・安心な暮らし

- 防災・減災、国土強靱化等に資する社会資本整備の推進 …………… 12
- 地方における鉄道ネットワークの維持 …………… 16
- 人権問題の解決に向けた施策の推進 …………… 18

地域・産業の振興

- 食料安全保障を踏まえた農業の担い手確保対策の抜本的な見直し …… 20
- 野生鳥獣被害対策 …………… 21

その他

- 地方税財源の確保・充実 …………… 24

少子化対策・子育て環境の整備

子育て世代への経済的支援の拡充

現 状

- ・和歌山県の人口は昭和60年の約108万7千人をピークに減少に転じ、令和5年4月1日現在では約89万6千人
- ・第二次ベビーブーム時の昭和48年に18,590人であった**出生数も、令和3年には5,514人まで減少**
- ・合計特殊出生率は昭和50年から人口置換水準の2.07を下回っており、令和3年は1.43
- ・理想の子供数を持たない理由として、「子育てにお金がかかりすぎる」などの**経済的理由が一番多い**

【本県の取組】

●子供の医療費助成制度

- ・医療費の自己負担分を助成

対象	就学前	小・中学生	18歳まで
負担割合	県・市町村（各1/2）	市町村負担	市町村負担
実施数	30市町村	30市町村	19市町村

●幼児教育・保育の無償化

- ・国の支援対象となっていない利用料・副食費の一部について県、市町村で負担（各1/2）

＜主な支援策＞

利用料	<ul style="list-style-type: none"> ・年収約270万円以上360万円未満相当世帯の第2子（0～2歳児） <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">国 1/2支援</td> <td style="text-align: center;">県・市町村 1/2負担</td> </tr> </table>	国 1/2支援	県・市町村 1/2負担
国 1/2支援	県・市町村 1/2負担		
副食費	<ul style="list-style-type: none"> ・年収360万円以上相当世帯の第3子（3人とも入所している場合除く） ・認可外保育施設の年収360万円相当未満の第2子、全ての第3子 		

●学校給食費の無償化

- ・県内のほとんどの小・中学校で給食を実施
- ・一部市町村で独自に給食費の全額無償化を実施

対象	小・中学校	中学校のみ	小・中学校（第3子以降）
実施数	10市町村	1町	4市町

課題

- ・物価高騰などにより子育て世帯の経済的負担が更に増大し、若い世代が子育ての将来展望を描けない状況にある
- ・対象年齢や一部負担金の額、所得制限の有無等、市町村の財政力により市町村間での格差が生じている
- ・制度の維持や更なる制度拡充には恒久的な財源が必要となり、市町村財政において大きな負担となっている

子供を産み育てたいと希望する人が、子育てを断念する状況を阻止しないと少子化の流れが変わらない

具体的な措置

どこに住んでいても安心して子供を産み育てられる環境づくりのため、子育て世代に対する以下の経済的支援に取り組むこと

- 1 子供医療費助成制度の創設を早期に実現すること
- 2 すべての子供の保育料及び主食費・副食費を、世帯の所得にかかわらず無償とすること
- 3 学校給食費の無償化の恒久的な財源措置を講じること

不妊治療における保険適用対象の拡充及び制度の創設

現 状

●不妊治療の現状

- ・不妊の検査または治療経験がある夫婦は、4.4組に1組
（「第16回出生動向基本調査」国立社会保障・人口問題研究所）
- ・不妊治療によって誕生する子は、14.3人に1人
（「不妊治療に関する支援について(令和5年4月1日版)」厚生労働省）

●生殖補助医療の保険適用の対象の拡大

- ・令和4年4月から、「生殖補助医療」の体外受精・顕微授精等の基本的治療は保険適用
- ・ただし、**先進医療**と認められた医療技術については、保険診療と組み合わせて実施することが認められているものの、**全額自己負担**

「先進的な医療技術として認められる技術(例)」

※子宮内の環境を遺伝子レベルで調べる検査、高性能顕微鏡によって選別した精子を使って顕微授精を行う手法等

<本県の取組（概要）>

「先進医療」にかかった自己負担分の7割を助成(上限10万円)



課 題

- ・先進医療は保険適用対象外となっているため**経済的負担が大きい**
- ・希望する誰もが子供を産み、育てることができる**環境整備が必要**

具体的な措置

不妊治療において、保険適用範囲の拡大などの改善を図るとともに、独自支援を行う地方自治体への財政的支援を行うこと

学校におけるICT機器の更新支援や家庭学習に係る低所得世帯への通信費支援の充実

現 状

● 国の動向

- ・ 社会のあらゆる場所でICTの活用が日常のものとなる中、Society5.0という新たな時代を担う人材の育成に向けて、デジタルの力を活用し、教育の質を向上させるためのGIGAスクール構想が進められている
- ・ GIGAスクール構想によって一斉に整備された端末の将来の在り方については関係省庁で検討し、端末の利活用等を踏まえ必要な措置を講ずるとされているが、公費負担については現在検討中

● 本県の状況

- ・ 令和2年度末で、小・中・特別支援・高等学校の児童生徒への1人1台端末や校内LAN環境の整備を完了
- ・ 令和7年度に、県内の全ての自治体において、1人1台端末更新を予定

課 題

- ・ 個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実するためには、引き続きICT環境の整備が必要不可欠
- ・ 小・中学校における端末更新に関して、各市町村が負担する場合、財政的負担が極めて大きく、1人1台端末の利用環境の維持に支障が生じる恐れ
- ・ 高等学校においても、令和2年度に国の交付金を活用して配備を行ったものの、端末更新については、大規模な交付金の予定がなく、小・中学校同様に、1人1台端末の環境維持に向け、十分な財政支援が必要
- ・ 要保護児童生徒援助費補助金等の通信費の支援については、令和4年度より年額14,000円に増額されたが、まだ負担が大きく不十分

具体的な措置

- 1 1人1台端末の環境を維持できるよう、学習者用端末及び指導者用端末の維持・更新に対する継続的な財政措置を講ずること
- 2 経済的に厳しい環境におかれた子供たちが、オンラインによる家庭学習を支障なく行えるよう、現行の通信費補助制度を拡充すること

脱炭素社会の推進

地方における重工業の脱炭素化事業転換支援

現 状

- ・カーボンニュートラルの実現に向けて、産業部門の製造プロセスにおける脱炭素化が時代の潮流
- ・その中でも、CO2排出量の多い石油精製業や鉄鋼業などは、ビジネスモデルや戦略を根本的に転換しなければいけないという宿命を負い始めている
- ・これまで地域経済の支えとなってきた県内の主要企業において、大きな事業転換が必要

課 題

- ・石油精製業や鉄鋼業の企業は、老朽化への対応や脱炭素に向けた事業転換を求められており、そのための技術開発や実証にあたり、既存の施設や技術を最大限活用しても、大規模な投資と一定の移行期間が必要
- ・事業転換を実現するまでの移行期間中、立地市町村・地域においては、経済水準や雇用が確保できず、衰退しかねない

具体的な措置

石油精製業、鉄鋼業などの重化学工業が、カーボンニュートラルに対応するために行う大規模かつ抜本的な事業転換について、以下の取組を通じて強力に後押しし、我が国の国際競争力の強化につなげること

- 1 地域の重化学工業の工場が、既存施設も活用して脱炭素に向けた事業転換を図るために行う大規模投資に対して、政府のグリーン・トランスフォーメーション（GX）投資による支援を積極的にマッチングし、適用すること
- 2 GX投資を呼び込むとともに、移行期間における経済・雇用面での落ち込みによる地域経済の衰退を防ぐため、国と地方が一体となり、事業者の研究開発・実証や下請企業の事業再構築など、期間とエリアを区切って集中的に一貫して支援し、地域における円滑な事業転換と活性化につなげること

カーボンニュートラルの実現に貢献する持続可能な林業・木材産業への支援

現 状

- ・本県は、県土の 77%を占める森林を有している。2050 年カーボンニュートラルの実現に貢献するためには、この地域資源を活用して、森林の吸収源対策に取り組むことが必要
- ・そのためには、「伐採して、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環的な利用が必要不可欠
- ・本県では、素材生産量を令和 8 年度までに現状比 9 万 m³ 増の 35 万 m³ にする目標を掲げ、林道の整備、高性能林業機械の導入及び伐採後の再造林等の計画的な実施によって、持続可能な林業・木材産業を推進することとしている
- ・林業の労働災害の発生率は、他の産業に比べて極めて高く、さらに作業現場が急峻であることなどから、**重大な死傷事故に至る事案が多い**

課 題

- ・森林資源の循環的な利用の実現には、素材生産量の増加や適切な再造林等の推進が必要なため、**更なる国予算の確保が必要不可欠**
- ・県では、無垢材を利用した木造建築物（トラス構法）をモデル的に建設するなど、**積極的な木材利用を進めているところであり、このような取組を市町村や民間に広げるための支援が必要**
- ・林業の現場である森林地域は、携帯電話等の電波が届かない地帯が多く、**緊急時の通信網の確保ができていない**

具体的な措置

カーボンニュートラルの実現に貢献する持続可能な林業・木材産業を推進するため、以下の取組を通じて強力に支援すること

- 1 地域の実情に応じて計画的に事業が実施できるよう、森林整備事業、林道事業及び高性能林業機械の導入支援事業にかかる予算を十分に確保するとともに、支援の拡充を図ること
- 2 建築物への更なる地域材利用を進めるため、建築物の木造化に係る補助率を現行事業における C L T 等の構造物と同等とすること
- 3 森林内の電波が届かない地帯における緊急時の最適な通信システムの手法を検討し、早急な対策を講じること

地域の脱炭素化の取組を推進する人材確保に対する支援

現 状

- ・ 国は「2050年カーボンニュートラル」実現のため、2030年度の温室効果ガスを2013年度比で46%削減する高い目標を設定
- ・ 脱炭素社会の実現には、地域に密着した行政を担う市町村の積極的な取組が重要であるが、県内の市町村では、地域の脱炭素化に向けた取組の方向性を示す計画の策定が進んでいない

地方公共団体実行計画(区域施策編) 策定自治体	2050年二酸化炭素排出実質ゼロ 表明自治体
6/30 市町村	2/30 市町村

課 題

- ・ 地域の脱炭素化を進めるには、地域毎に異なる自然的状況や社会経済状況を踏まえ、地域の事情に応じた対策を市町村が推進する必要があるが、**地域の脱炭素分野の人材不足が課題**

地域に求められる脱炭素分野の人材とは…

脱炭素技術の知識を有し、二酸化炭素排出実質ゼロに向けた課題やその他の地域課題を構造化でき、それらの解決に向け、周囲の関係者を巻き込みながら推進できる人材

- ・ 国では、脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成とともに脱炭素分野の**企業人材の自治体への派遣**を行っている

地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

地方創生人材支援制度（グリーン専門人材）

- ・ しかしながら、未だ脱炭素分野の人材は全国的に不足しており、勤務形態（常勤・非常勤）、給与、派遣地域などの課題もあることから、自治体への派遣につながらないケースが多い

具体的な措置

- 1 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成をより一層推進すること
- 2 地方創生人材支援制度（グリーン専門人材）において、派遣を希望する自治体のニーズに対応できるよう、人材の充実を図ること
- 3 自治体の脱炭素分野人材の確保・育成に対する財政支援を行うこと

安全・安心な暮らし

防災・減災、国土強靱化等に資する社会資本整備の推進

現状・課題

- ・ 今後起こりうる南海トラフ巨大地震など大規模災害に備えた国土強靱化を図る上で、高規格道路のミッシングリンクの早期解消、流域全体で水災害を軽減させる流域治水の推進、災害に強い海上輸送ネットワーク機能の構築等、「和歌山県国土強靱化計画」や「津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム」等に盛り込まれた施策の推進が必要
- ・ これらの防災・減災、国土強靱化対策等を引き続き加速させることが必要
- ・ 平常時はもとより災害時にも施設の機能が確実に発揮できるよう、社会資本を将来にわたり維持していく上で老朽化対策は不可欠
- ・ 補助・交付金等の対象となっていない施設を含め、管理者として計画的な維持管理・更新等を行うことが必要

具体的な措置

- 1 防災・減災、国土強靱化や地方創生に資する社会資本整備を推進するため、国直轄事業をはじめ、補助事業、防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金について必要な予算を確保すること
- 2 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算を例年以上の規模で確保すること
- 3 5か年加速化対策の後も必要な予算が安定的に別枠で確保されるよう、十分に配慮すること
- 4 緊急浚渫推進事業債について令和7年度以降も継続すること
- 5 地域防災計画に位置付けられた公園施設をはじめ、河川の矢板護岸や港湾施設の護岸等の老朽化対策、施設の撤去のみにかかる事業について、補助・交付金等の対象とすること

○県内の主な直轄事業 ※〔 〕は令和6年度に予算を要する主な整備箇所（令和5年5月時点）

【道路】

- ・紀伊半島一周高速道路の早期完成
〔すさみ串本道路、串本太地道路、新宮道路、新宮紀宝道路〕
- ・「印南～南紀田辺間」の4車線化の早期完成
- ・直轄国道等の整備
〔国道42号 有田海南道路・冷水拡幅、由良～広川間（調査推進）、
国道169号 奥瀬道路（Ⅲ期）〕
- ・高規格道路（調査中区間）の早期事業化に向けた計画段階評価に着手
〔和歌山環状北道路、京奈和関空連絡道路〕

【河川】

- ・紀の川水系の総合的な浸水対策
〔河川整備の推進、新六ヶ井堰の撤去、国営総合農地防災事業の推進、
既存ダムの運用改善〕
- ・新宮川水系の総合的な浸水対策
〔河川整備及び濁水対策の推進、既存ダムの運用改善〕

【砂防】

- ・紀伊半島大水害の被災箇所の早期完成
〔那智川流域、熊野地区〕
- ・土砂流出が著しい溪流における砂防堰堤等の整備
〔三越川流域、高田川流域〕

【海岸・港湾】

- ・津波浸水対策の早期完成
〔和歌山下津港海岸海南地区〕
- ・津波対策（防波堤の粘り強い化）の推進
〔和歌山下津港和歌山港区〕

○本県の主な取組

【道路】

- ・高速道路と内陸部との連携を図る幹線道路を早期に整備し、令和8年度までに
「県内3時間移動」を達成
〔国道168号（相賀高田工区）〈補助事業〉、すさみ古座線〈交付金〉他42箇所〕

【河川】

- ・近年多発する浸水被害を軽減するため、県内主要河川について令和8年度までに
整備を推進
〔西川〈交付金〉、住吉川〈補助事業〉 他32河川〕

【砂防】

- ・令和8年度までに21,500戸の人家を土砂災害から保全
〔城山谷川〈補助事業〉、荒木川右支溪〈交付金〉他77箇所〕

【下水道】

- ・令和8年度までに汚水処理人口普及率80%を達成

【住宅】

- ・安心して暮らせる住環境を形成するため、令和9年度までに公営住宅を整備
〔県営1団地〈交付金〉〕

【海岸・港湾・漁港】

- ・「津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム」に基づき、海岸堤防や港湾施設等を嵩上げ・強化
〔那智勝浦海岸〈補助事業〉、由良港〈交付金〉 他2港、和歌浦漁港〈補助金〉 他7漁港〕

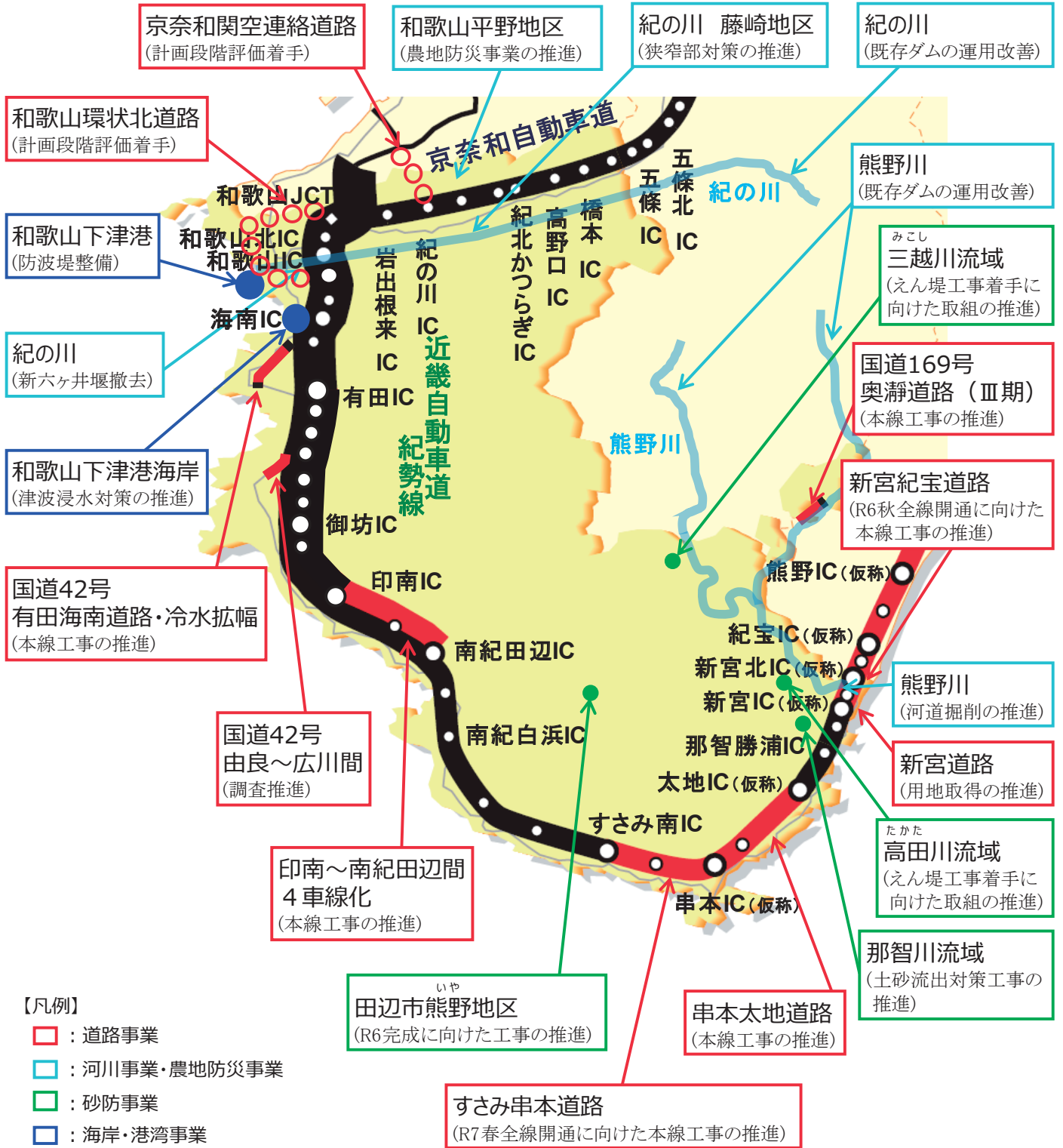
【空港】

- ・南紀白浜空港の拠点機能の確保に向けた耐震対策、老朽化対策等の推進

【老朽化対策】

- ・長寿命化計画に基づいた計画的な維持管理・更新
〔田辺港線 会津橋〈補助事業〉、椿山ダム〈補助事業〉 他252施設〕

○箇所図（県内の主な直轄事業）



○箇所図（本県の主な取組）



地方における鉄道ネットワークの維持

現 状

- ・ 本県では、過疎化や少子高齢化に加え、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により鉄道利用者が大幅に減少した。また、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、各種感染症対策が終了した現在も、コロナ前と同様の利用者数には戻っていない
- ・ JR西日本が、1日当たりの輸送密度2千人未満の線区(県内では紀勢本線の新宮白浜区間)の収支等を公表し、自治体を含む地域の関係者と課題を共有の上、議論を幅広く行っていきたいと発表
- ・ 国における「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会」の提言により、自治体又は鉄道事業者からの要請に基づき、国が、再構築協議会を設置する枠組みを創設したが、鉄道の維持が前提ではない

課 題

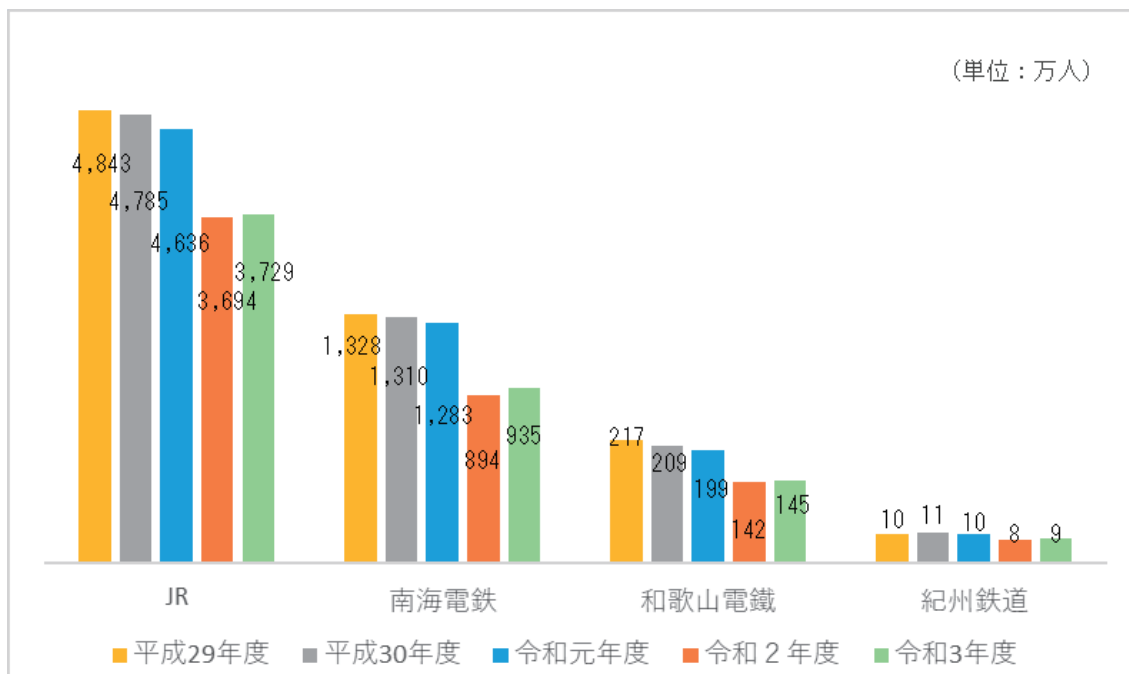
- ・ JRは民営化の際に、不採算路線を含めて事業全体で採算が確保できるよう事業継承されており、想定された事業構造が維持できないと主張するのであれば、輸送密度の少ない一部の区間のみならず、鉄道ネットワーク全体の収支等に基づき議論すべき
- ・ 鉄道事業者による鉄道の維持が困難である場合、地方自治体の財政負担による路線の継続には限界がある

地方における鉄道ネットワークを維持するためには新たな仕組みが必要

具体的な措置

- 1 鉄道事業者が恣意的に設定した一部区間のみの収支等の公表とならないよう、路線全体の収支等を開示する仕組みを創設すること
- 2 鉄道ネットワークが、区間毎の採算性だけで存廃を判断されず、ユニバーサルサービスとしての役割を果たすために、黒字路線の収益を赤字路線に配分するなど収益を内部移転させるルールづくりを行うこと
- 3 国土強靱化や国土の均衡ある発展などの観点から、国による上下分離など、国策としての鉄道ネットワーク維持についての考え方を示すこと

○和歌山県における鉄道輸送人員の推移



○紀勢本線 新宮白浜区間 輸送密度※

令和元年度	令和2年度	令和3年度
1,085 人/日	608 人/日	731 人/日

※輸送密度：旅客営業キロ 1 k mあたりの 1 日平均旅客輸送人員

○紀勢本線 新宮白浜区間 収支状況

年度 (3 か年度の平均)	収支率 (%)	営業係数※ (円)	収支 (億円)
平成 29 年～令和元年	19.0	525	▲28.6
平成 30 年～令和 2 年	15.5	647	▲29.3
令和元年～令和 3 年	13.0	769	▲29.5

※営業係数：100 円の運輸収入を得るのに要する費用

人権問題の解決に向けた施策の推進

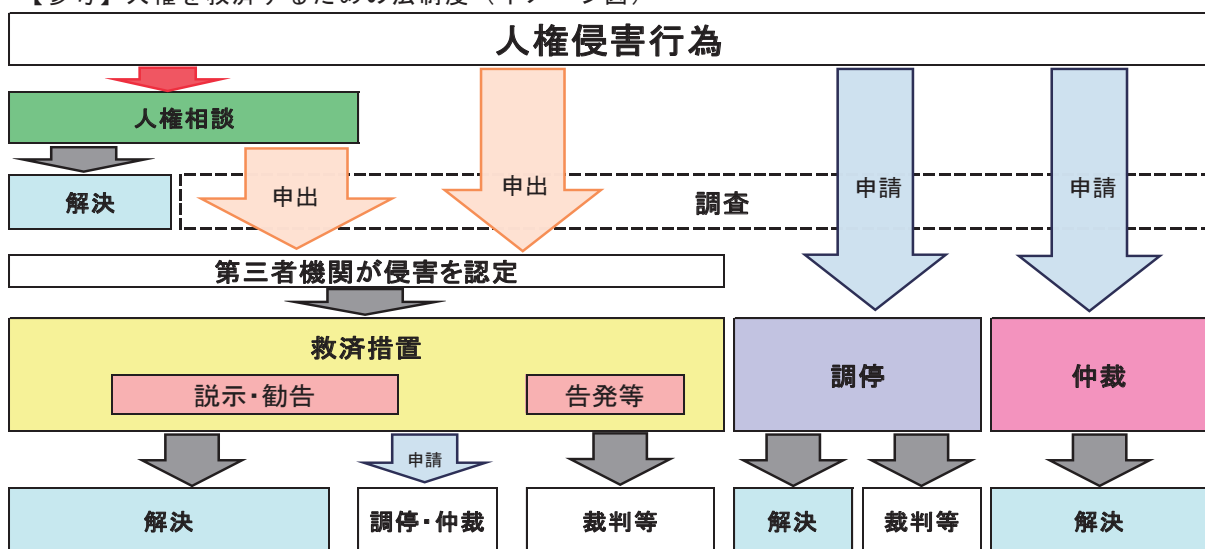
現状・課題

- ・ 個別の人権課題に対する法制度の整備が進むとともに、本県でも「部落差別の解消の推進に関する条例」や「新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」を制定するなど、人権問題の解決に向け取り組んでいる。しかし、依然として様々な人権問題が発生するとともに、インターネットを利用した人権侵害など、既存の法律では対応が困難な事案が生じており、被害者に対する救済制度は十分ではない
- ・ インターネットを利用した人権侵害については、人権侵害情報を確認次第、国に対しプロバイダへの削除要請を行うよう求めているものの、国はその判断に長期間を要しており、またその結果、応じていないものもある。また、国や地方自治体からの削除要請に応じないプロバイダがあり、人権侵害情報が拡散され続けている

具体的な措置

- 1 人権が侵害された場合における被害者の救済を行うため、独立性・迅速性・専門性を備えた第三者機関の創設など、実効性のある法制度を早期に整備すること
- 2 インターネット上の人権侵害防止のため、早期に法整備等の実効性のある対策を講じるとともに、地方公共団体からの削除要請に迅速に応じること

【参考】人権を救済するための法制度（イメージ図）

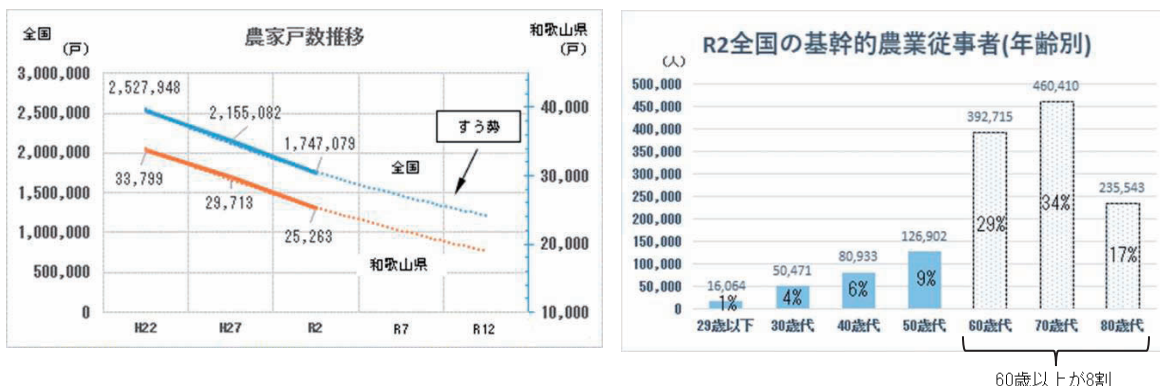


地域・産業の振興

食料安全保障を踏まえた農業の担い手確保対策の抜本的な見直し

現状

- ・ 担い手の確保対策に取り組んでいるが、依然として農家が減少傾向
- ・ 基幹的農業従事者のうち 60 歳以上が全体の 8 割



課題

- ・ 食料安全保障の観点からも、農業生産を支える人材の確保が急務
→ 担い手対策を抜本的に見直さなければ、10年後には危機的状況
 - ・ 支援策等を実施しているが、効果が限定的で減少に歯止がかからない
→ 新規就農者の確保・定着に向けた支援策の充実強化が必要
 - ・ ハードルが低い雇用就農の受皿として、法人組織等の育成が重要
→ 雇用就農を進めるため、法人組織等の育成への支援策の充実が必要
- ※県では、法人組織等の育成に独自の支援策(強い経営体育成支援事業)を実施(補助率等: 生産拡大等の取組の 1/3 以内、上限 1,000 万円)

具体的な措置

- 1 国の支援対象となる「担い手の定義」を見直し、幅広い人材が農業生産を支える環境を整えること(定年帰農やシルバー就農等への支援策創設)
- 2 新規就農者育成総合対策での年齢制限や親元就農への支援要件を撤廃するなど、就農支援策を抜本的に見直すこと
- 3 雇用就農を促進するため、本県の強い経営体育成支援事業をモデルとして、受入組織の育成策を創設すること

野生鳥獣被害対策

現状

●本県農作物被害金額の推移

- 被害額は、年間約 3 億円で推移

年度	被害金額	主な獣種別被害金額 (単位: 百万円)			
		イノシシ	シカ	サル	アライグマ
H28	328	169	52	46	32
H29	307	155	46	47	31
H30	302	152	49	42	29
R1	306	152	46	43	28
R2	290	129	43	41	33
R3	262	92	55	44	25
割合	100%	35%	21%	17%	10%

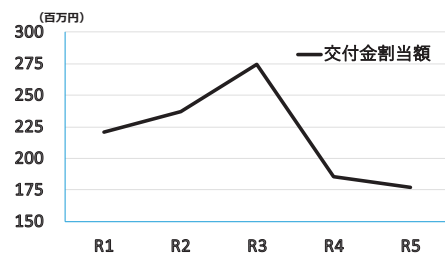
●鳥獣の捕獲等の状況

- イノシシ、シカ、サル、アライグマの捕獲数は 10 年間で約 1.8 倍に増加
H22(22,795 頭) → R2(39,933 頭)
- シカの推定生息数は増加 H26(53,993 頭) → R2(65,162 頭)
- イノシシは豚熱蔓延が収束し、生息数の回復が懸念される

豚熱陽性率 R3 (28.7%) → R4 (1.3%)

●国交付金割当額の推移

- 鳥獣被害防止総合対策交付金の割当額が大幅減
R3 (275 百万円) → R5 (177 百万円)



●有害捕獲の補助上限単価の状況

- 物価が上昇しているにも関わらず、国による補助上限単価が平成 30 年から見直されていない

●本県の取組

農作物鳥獣害防止総合対策事業 (令和 5 年度当初予算 470 百万円)

- 捕獲や防護柵整備、狩猟者育成など総合的な対策を推進
- 行動調査に基づくニホンザルの効率的捕獲を実施

課題

鳥獣被害防止総合対策交付金の割当額が減少しており、今後、イノシシ等の被害が増加した場合、県や市町村の捕獲目標に応じた有害捕獲等が速やかにかつ十分に実施出来ない恐れあり

具体的な措置

- 有害捕獲等に必要な予算を十分に確保すること
- 物価上昇を踏まえ、有害捕獲の 1 頭当たり補助上限単価を見直すこと

その他

地方税財源の確保・充実

現状・課題

- ・ 経済財政運営と改革の基本方針2021において、2022～2024年度の予算編成に際し、「**地方の一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する**」こととされている（一般財源総額の実質同水準ルール）
- ・ しかし、**社会保障関係費**については、消費税率の引上げにより一定の財源手当がなされたが、少子化や高齢者人口の増加が続く現状では、**今後も増大する見込み**
- ・ さらに、足下の物価高騰への対応や地域のデジタル化・脱炭素化の推進等の対応すべき行政課題が山積している状況
- ・ 安定的な財政運営のためには、**偏在性が小さく、安定的な税体系の構築を進める必要がある**
- ・ 国際課税ルールの見直しにおける「第1の柱」の導入に当たって**地方に課税権が配分されるか不透明**



具体的な措置

- 1 **地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額を確保すること**
- 2 **加えて、物価高騰や地域のデジタル化・脱炭素化等の行政課題への対応に必要な財源を確実に確保すること**
- 3 **税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図り、地方税財源の充実強化を図ること**
- 4 **国際課税ルール「第1の柱」の導入に当たっては、配分基準である「売上高」に地方における消費が含まれていること等から、地方にも課税権を配分すること**